

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「当社は、社会環境の変化に迅速に対応するために、取締役会主導のもと、各事業ユニットが自主自立型ガバナンスを展開することにより、お客様、社会から存続を期待される企業となる様に努めます」の基本理念のもと株主様・お客様・社会から更なる期待と信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの向上を経営の最重要課題の一つと認識し、その取り組みをおこなっております。

コーポレート・ガバナンスの基本方針として

- (1) 持てる技術力と管理能力を発揮し、適法な企業運営と効率的な企業展開を実施し、お客様のニーズに応えます。
 - (2) 体系的なコーポレート・ガバナンス体制のもとで、関連する法規制を遵守し社会倫理を踏まえた秩序ある活動を進めます。
 - (3) 合理的な評価システムによる、公平で具体的な評価を実施し、高い目標を持ってコーポレート・ガバナンスをスパイラルアップします。
- 以上を掲げております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田技研工業株式会社	6,055,890	23.52
今井 俊明	2,407,006	9.35
エイチワン従業員持株会	1,131,362	4.39
株式会社埼玉りそな銀行	780,000	3.03
JFE商事株式会社	727,500	2.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	720,000	2.80
今井 政江	619,830	2.41
平田 眞己	615,000	2.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	487,200	1.89
株式会社ナカダイ	445,903	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

――

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
石渡 俊弘		公認会計士石渡会計事務所所長の職を兼務しております。	会計の専門知識を活かし、主に会計の面から監査いただくためであります。
飯島 邦宏	○	飯島邦宏税理士事務所所長の職を兼務しております。 独立役員に指定しております。	税務の専門知識を活かし、主に税務の面から監査いただくためであります。 なお、飯島邦宏氏は、大阪証券取引所 JASDAQ等における有価証券上場規程の特例に関する取扱要領16.の8(2)hに掲げられた(a)~(e)のいずれにも該当していないなど、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であり、独立役員の要件を満たしております。 同氏には、税務の専門知識を活かし高度な視野で独立性を持って監査いただいていることから、独立役員の指名について本人に同意を求め、監査役間での協議を経て、本人の同意を得たことから、取締役会において同氏を独立役員に指定することを決議いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブの付与は特段行っておりませんが、業績を報酬に反映しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
--	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成22年度における取締役に対する役員報酬は、223百万円であります。(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておらず、役員退職慰労引当金繰入額が含まれております)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議された報酬枠を上限総額として、取締役については、職位による基準額に業績を加味した金額を各役員の基本報酬として取締役会で決定することとしております。また、監査役については、報酬額決定に係る監査役の協議に際し、当社の業績も考慮に入れ、それぞれの報酬額を決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

特に担当する部署は決めておりませんが、必要に応じて関連部署がサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社であります。当社では、執行役員制度を導入し、業務執行機能の執行役員への委譲を進め、迅速な意思決定と取締役会の監督機能強化を進めております。

取締役会は、取締役12名で構成され、経営の重要事項及び法定事項について、審議のうえ決議しております。また、取締役及び執行役員から構成される経営会議を設置し、業務執行に係る重要事項の取締役上程前の事前審議及び権限の範囲内で決議し取締役会に報告するなど、取締役会の意思決定の効率化、迅速化を図っております。

監査役会は、監査役3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)で構成されており、独立した部門である監査室の実施する業務監査並びに内部統制監査に係る進捗及び結果報告を適宜求めるとともに、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査を通じて取締役の職務の執行並びに取締役会の意思決定を中立的かつ客観的に監査しております。

業務監査部門である監査室は、4名で構成され監査計画に基づき、定められた手順により、各部門の業務状況に対する内部監査、内部統制の整備及び運用状況に対する監査を実施しております。

当社は、金融商品取引法及び会社法に基づく会計監査について新日本有限責任監査法人を選任しております。監査は、主要な国内の事業所及び海外の連結子会社について、年間を通じて計画的に実施されております。同監査法人は、業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を講じております。

監査役、会計監査人及び監査室は、随時、打合せや情報交換を行うなど連携を深めております。また、監査室を中心に関連各部門が監査役の職務をサポートする体制とすることで監査役の更なる機能強化を進めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役を選任しておりませんが、2名の社外監査役は会計士又は税理士の資格を持ち、その経歴を活かした高度な視野と中立な立場を備えた社外役員であります。監査役は、独立した部門である監査室の実施する業務監査並びに内部統制監査に係る進捗及び結果報告を適宜求めるとともに、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査を通じて取締役の職務の執行並びに取締役会の意思決定を中立的かつ客観的に監査しております。また、社外監査役は、取締役会においてそれぞれの専門的見地から適宜発言を行っております。

以上から、当社では、現在の体制で取締役に対する外部からの経営監視機能が十分に整っているものと認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	事務日程を考慮しながらも、集中日を回避して、可能な限り早期に開催するように努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーは、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末及び中間の年2回、決算説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページ掲載のIR資料：決算説明会資料、有価証券報告書・四半期報告書、決算短信・四半期決算短信、株主通信、ニュースリリース等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署：総務部総務課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境方針に基づき、環境マネジメントシステムとその環境パフォーマンスの継続的な改善を図っております。なお、ISO14001認証も継続取得しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〈業務の適正性を確保するための体制〉

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、コンプライアンスに係る「行動規範」を制定し、各部門がその業務の実態に即した「部門行動規範」を策定する。

2) 「行動規範」「部門行動規範」に則り、法令順守の取り組みを行うとともに、その実施状況を定期的に検証する。

3) 企業倫理や法令順守に関する問題について、従業員からの通報・提案を受け付ける窓口を設け、社内での自浄作用を活用することで、不祥事の未然防止を図る。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書等は、管理本部が法令及び社内規程に定める期間保存する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門が、その業務の実態に即した様々なリスクを特定、分析し、対応策を講じてその予防に努めるとともに、その実施状況を定期的に検証する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社組織の最上位階層にあたる5本部2室には、その本部長・室長の職務を取締役に重点的に委嘱し、決裁権限を委譲することで意思決定の迅速化を図る。

2) 国内外生産拠点責任者に重点的に執行役員を配し、グローバル執行体制を強化するとともに意思決定の迅速化を図る。

5 当該株式会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社総務担当役員が当社グループのガバナンスオフィサーとして、当社及び子会社のコーポレートガバナンスの運用並びに強化を推進する。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

業務監査にあたる「監査室」が必要に応じて、監査役の職務の補助を行う。又、「監査室」の人選、異動に際しては、監査役の意見を尊重し、その独立性を確保する。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

会社に重大な影響を及ぼす事項、内部統制システムの整備運用状況及びコンプライアンス、リスク管理の検証結果を監査役に速やかに報告する旨を関連諸規程に定める。

8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は代表取締役との意見交換を定期的に行う。

2) 監査役は取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席する。

3) 会計監査人との連携・意見交換を定期的に行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

〈反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況〉

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針の一つとして「体系的なコーポレート・ガバナンス体制のもとで、社会倫理を踏まえた秩序ある活動をすすめる」ことを掲げており、この基本方針に基づき、反社会的勢力排除などに努めております。

当社は、反社会的勢力対応統括部署を総務部としており、埼玉特殊暴力防止対策協議会に所属し、定期的に警察や弁護士等の指導を受けるとともに他企業との情報交換や協力関係の構築に努めております。また、毎年、コーポレート・ガバナンスの取り組み状況を確認する中で、反社会的勢力排除の取り組み方についても評価しております。

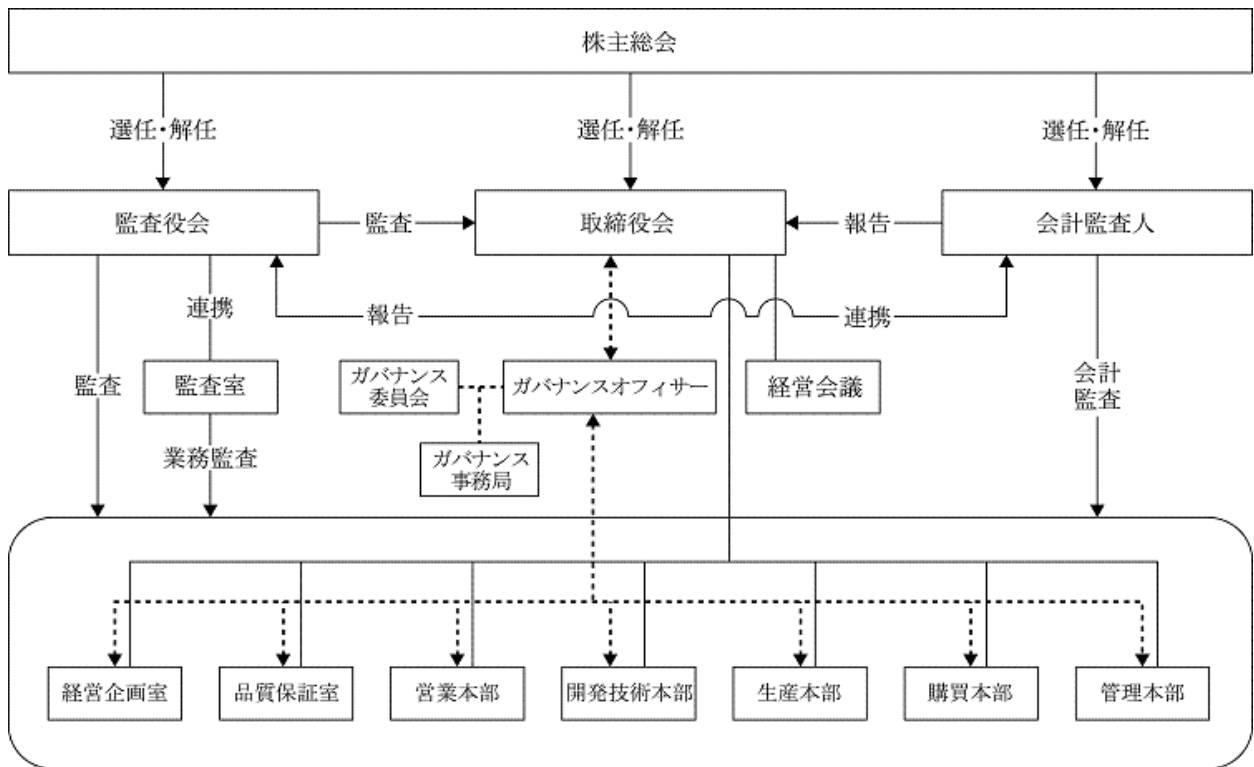
V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



※ は、エイチワン コーポレートガバナンス(当社のコンプライアンス、リスクマネジメント、ガバナンスに関する組織)の活動実施ライン